

度の申請手続きが必要です（選考が実施されます）。

[募集数] 全国 400 名程度（各都道府県 4 名～）

[対象学年] 中学校 3 年生、高等学校（1～3 年生）

高等専門学校（1～3 年生）等に在籍する生徒

[対象地域] 47 都道府県

[応募資格] 下記の条件にすべて該当すること

- ひとり親世帯（母子家庭等）であり就学に関して経済的に困難な生徒
- 夢を実現するための意欲があり、社会貢献への積極的な姿勢のある品行方正な生徒
- 全国母子寡婦福祉団体協議会（以下、全母子協）加盟団体の会員、及び入会を希望する方の子ども（生徒）
- 会員登録している加盟団体、及び入会を希望する団体代表者が奨学生として推薦するに相応しい生徒
（福島県、高知県、神奈川県（横浜市・川崎市は除く）は全母子協にて会員登録可能）

※以下の場合は申請（応募）の対象になりません。

- ・1 人あたりの収入平均額が 100 万円以上の場合
（「申請書の記入要領」参照）
- ・2019 年度の学校出席率が 80% 未満の場合
（正当な理由、また病気、ケガなどの診断書がある場合を除く）
- ・兄弟姉妹による複数の申請があった場合の年少者
（1 世帯 1 名の申請）

[応募締切] 2020 年 4 月 28 日（金）※必着

次年度以降も卒業生数に合わせ追加募集を実施する予定です。

申請用紙などは全母子協ホームページ、または全母子協加盟団体に依頼して取得してください。

※申請時に収入に関する証明書、個人調査書（在学証明書（高校1年生））等を提出いただきます。

※提出書類において記載事実と異なる場合、採用を取り消す場合があります。

問合せ先

○全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体

（全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページより居住地の団体をご確認ください）<http://zenbo.org/05sosiki.html>

○一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会 事務局

TEL：03-6718-4088 FAX：03-6718-4087

e-mail：support@zenbo.org

○ひとり親家庭支援奨学金制度 奨学生募集（2020年度）

<http://zenbo.org/lp01/index.html>

◆弁護士会の「何でも無料法律相談」について

長崎県弁護士会は、自殺対策強化月間「何でも無料法律相談」を行ないます。

これは日本弁護士連合会の呼びかけで全国の弁護士会が一斉に実施するもので、月別の自殺者が最も多い3月を、政府が「自殺対策強化月間」と定めていることから自殺対策の一環として行なう無料法律相談です。

いろいろな悩みから自殺を考えることのないよう「こんなこと相談していいの？」と悩まずにお気軽に弁護士にご相談ください。

実施日時：2020年3月2日（月）10時～16時

面接相談：事前予約制。お一人30分程度。定員になり次第締切。

【長崎】時間：10時～16時

場所：長崎県弁護士会（長崎市栄町1-25長崎MSビル4階）

予約電話番号：095-824-3903

【佐世保】時間：10時～16時

場所：長崎県弁護士会佐世保支部

（佐世保市島瀬町4-12シティヒルズカズバ2階）

予約電話番号：0956-22-9404

電話相談：0120-145-026

※実施日10時～16時に長崎県弁護士会（長崎市栄町1-25-4F）に設置する臨時電話。通話無料のNTTフリーダイヤルで携帯・PHS・公衆電話からもつながります。

相談料は面談、電話相談とも無料。

主催：長崎県弁護士会・日本弁護士会

問合せ先：長崎県弁護士会（電話095-824-3903）

2月の予定 -----

◆「YELLながさき定期法律相談」

2月19日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

※日程等合わない場合はご相談ください。

※遠方の方で来所相談が難しい場合は、電話法律相談受付も行なっております。まずはご相談ください。

■編集後記 -----

◆ヒートショック現象に用心しましょう

ここ数日間は、日ごと週ごとに寒暖差の大きい気温になる時がありますので、今一度住環境における急激な温度変化による身体が受け

